

申請の要件	3 第一種貯蔵所設置の許可
申請に関する説明	貯蔵容積が300m ³ （当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合は、当該政令で定めるガスの種類ごとに300m ³ を超える政令で定める値。液化ガスは10kgを容積1m ³ に換算）以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ市長の許可を受けて設置する第一種貯蔵所において貯蔵しなければなりません。ただし、第一種製造者が高圧ガス製造の許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するときは除きます。
根拠法令及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年6月7日 法律第204号）第16条第1項
関係条項	第16条第2項及び第3項
委任規定	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）第5条 ・一般高圧ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第53号）第21条から第23条まで、第99条、第101条及び第103条 ・液化石油ガス保安規則（昭和41年5月25日通商産業省令第52号）第22条から第24条まで及び第97条 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和50年8月1日通商産業省告示第291号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示（平成30年11月14日経済産業省告示第220号）
審査基準	<p>申請の内容が法令等で定める技術上の基準と同等以上と認められることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第3号） ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日20190606保局第4号） ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日20200715保局第1号） ・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（平成30年11月14日20181105保局第5号） ・神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準（平成30年4月1日）
行政指導指針	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針（平成30年4月1日）【最近改正 平成30年12月4日】 ・神奈川県高圧ガス施設等耐震設計基準（平成2年6月1日）【最近改正 令和元年9月1日】
標準処理期間	10日
申請部数	2部（完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で受ける場合は3部）
手数料	横浜市手数料条例(昭和24年4月横浜市条例第15号)に定める金額